

栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県産業定着集積促進支援補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和47年栃木県告示第354号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 工場、植物工場（施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）、倉庫、事務所、研究所、その他これらと併せて設置する建物をいう。
- (2) 新築 工場等を新たに建築することをいう。
- (3) 増築 工場等の床面積又は容積を増加させることをいう。
- (4) 建替え 既存建築物を除却した後、更地となった敷地に工場等を建築することをいう。
- (5) 改築 新築（建替えを含む）、増築を除く建築行為をいう（ただし、不動産取得税が課税されるものに限る。）。
- (6) 承継取得 既設の工場等を新たに取得することをいう。
- (7) 修繕等 工場等の建物附属設備工事、その他工場等の修繕・模様替えをすることをいう。
- (8) 操業 工場等に機械設備等が設置され、雇用者が配置されて、実態として事業が稼働することをいう。
- (9) 基準日 工場等を新築（建替えを含む。）、増築、改築、承継取得又は修繕等するために締結した工事請負契約書の締結日等をいう。
- (10) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (11) 常用雇用者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿に登載された雇用者であって、6月を超える雇用実績を有し、引き続き雇用が予定されている者をいう。
- (12) 不動産取得税課税標準額 所管の県税事務所長が決定する不動産取得税の課税標準となるべき価格をいう。
- (13) 生産設備 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4

号に規定する償却資産のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置をいう。

(14) 大規模生産設備 生産設備の地方税法第341条第4号に規定する償却資産課税台帳（以下「償却資産課税台帳」という。）に登録された課税標準額の合計額が30億円を超えるものをいう。

(15) 国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において成長が期待される14分野（以下「グリーン成長戦略14分野」という。）のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業グリーン成長戦略14分野において専ら別表第1に該当する取組を行う者をいう。

(16) 特定重要物資等供給事業者 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第9条の規定に基づき、特定重要物資の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）の認定を受けた者又は特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第11条の規定に基づき、特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた者をいう。

(17) 特定重要物資等支援事業者 専ら特定重要物資等供給事業者が行う当該特定重要物資等の生産等に必要不可欠な製品及び部素材等を供給する者をいう。

(18) 半導体等成長産業企業 特定重要物資等供給事業者及び特定重要物資等支援事業者のうち、半導体又は蓄電池の生産等を行う者をいう。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は平成20年4月1日以降に工事請負契約等により建築等に着手し、かつ、操業を開始するものであって次の各号に定めるものとする。

(1) 工場等取得者が事業を開始した場合における当該工場等（所有権保存登記又は所有権移転登記がされたものに限る（改築の場合を除く。）。）の新築（建替えを含む。）、増築、改築、承継取得に要した経費が5億円（中小企業者にあつては2億円）以上のもの及び当該工場等に係る生産設備（操業を開始した日が属する月までに取得したものに限る。）の取得

(2) 工場等取得者が他の操業者に当該工場等を貸し付けた場合（当該操業者が事業を開始した場合に限る。）における当該工場等（所有権保存登記又は所有権移転登記がされたものに限る（改築の場合を除く。）。）の新築（建替えを含む。）、増築、改築、承継取得に要した経費が5億

円（中小企業者にあつては2億円）以上のもの及び当該工場等に係る生産設備（操業を開始した日が属する月までに取得したものに限る。）の取得（当該生産設備を貸し付けた場合を含む。）

- (3) 前2号の規定にかかわらず、事業を開始した場合（当該生産設備を貸し付けた場合を含む。）における当該工場等の新築（建替えを含む。）、増築、改築、承継取得又は修繕等に要した経費が2,000万円を超えるものに係る大規模生産設備の取得（以下「大規模生産設備投資」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、既に栃木県企業立地・集積促進補助金（平成18年栃木県告示第75号）、栃木県企業立地推進補助金（平成14年栃木県告示第372号）又は栃木県研究開発機能集積促進補助金（平成15年栃木県告示第361号。以下「企業立地補助金等」という。）の交付対象となった工場等を承継取得した場合であつて、別表第2に定める場合に該当する場合については、この補助金の交付の対象としない。

（交付要件）

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 工場等で行う事業が次のいずれかに該当すること。
- ア 製造業
 - イ 植物工場
 - ウ 道路貨物運送業
 - エ 倉庫業
 - オ コン包業
 - カ ア又はイに係る研究所
- (2) 操業者の操業年数が、県内に設置された工場等の操業開始日（県内に複数の工場等を有する場合は、最初に設置された工場等の操業開始日）を起点として、基準日において5年を経過していること。
- (3) 操業者の県内の工場等（県内に複数の工場等を有する場合は、その合計）の常用雇用者が、基準日において100人（中小企業者にあつては20人）以上であり、操業日以降においても、原則として当該人数が維持確保されていること。
- 2 補助金の交付を受けようとする工場等取得者は、当該工場等に係る不動産取得税を納期限内に納付していること。
- 3 大規模生産設備投資にあつては、次条に規定する補助対象事業計画届出書を提出した日から3年以内に補助対象事業に係る生産設備が取得されていること。

（計画届出）

第5条 この補助金の交付を受けることを希望する者（以下「補助対象者」という。）は、工場等の建築等に着手する前（大規模生産設備投資にあつて

は生産設備を発注する前を含む。)又は工場等を承継取得する前に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業計画届出書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に該当する取組であることを明らかにする書類(該当する場合に限る。)
- (3) 特定重要物資等供給事業者であることを証する書類(該当する場合に限る。)
- (4) 特定重要物資等支援事業者であることを証する書類(該当する場合に限る。)
- (5) 操業者の操業年数を証明する書類
- (6) 工場等の工事請負契約書及び見積書の写し(大規模生産設備投資にあつては生産設備取得計画書)
- (7) 補助対象者及び操業者の商業登記事項証明書
- (8) 補助対象者の会社案内等事業内容を記載した書類及び直近の事業年度の決算書
- (9) 栃木県内に所在する工場等の従業員名簿
- (10) 土地及び建物の面積が確認できる計画図面(工場等の位置図、配置図、平面図、立面図等)
- (11) 工程表
- (12) 知事が必要と認める書類

2 知事は、前項に規定する計画届出書の提出があつたときは、書類の審査を行い、補助対象事業計画受理書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(補助対象事業計画の変更)

第6条 補助対象者は、前条の規定により届け出した内容に変更(軽微な事項を除く。)が生じたときは、必要な書類を添えて、補助対象事業計画変更届出書(様式第4号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の承継)

第7条 合併、分割、相続その他の事由により、補助対象事業を承継したものは、当該事業を承継した日から1月以内に、承継を証する書類を添えて、補助対象事業承継届(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助額及び限度額)

第8条 建物の補助額は、工場等に対する不動産取得税課税標準額に不動産

取得税率を乗じて得た額とする。ただし、グリーン成長戦略14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業、特定重要物資等供給事業者又は特定重要物資等支援事業者は、不動産取得税課税標準額に0.05を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、半導体等成長産業企業の場合、建物の補助額は、不動産取得税課税標準額の合計が600億円に達するまでは、その合計額に0.05を乗じて得た額とし、600億円を超えた額については、不動産取得税率を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、法令等により不動産取得税の課税免除等の適用がある場合には、当該税額を補助額より控除するものとする。

4 生産設備の補助額は、土地の取得価格又は不動産取得税課税標準額のいずれか低い額、建物の取得価格又は不動産取得税課税標準額のいずれか低い額及び生産設備の地方税法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額が30億円を超えた場合、その超えた額のうち生産設備相当分に0.05を乗じて得た額とする。ただし、大規模生産設備投資に対する補助額は、生産設備の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額が30億円を超えた場合に、その超えた額に0.05を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。

5 前項の規定にかかわらず、補助対象となる建物で行う事業が次に掲げる要件を備えている場合にあっては、生産設備の補助額は、生産設備の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額に0.05を乗じて得た額とする。

(1) 専ら食品に関する業種であり、他の業種との汎用性がない場合

(2) 東日本大震災に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村において市町村の発行した罹災証明書の交付を受けた企業が平成24年3月31日までに第6条の規定による補助対象事業計画届出書を知事に提出し、平成25年3月31日までに事業を開始した場合

6 補助額は「栃木県企業立地・集積促進補助金」と併せて30億円（半導体等成長産業企業の場合は70億円）を限度とし、予算の範囲内で交付する。算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

7 前各項の規定により補助額を決定する場合であって、常用雇用者を維持確保できない場合は交付額を減額する。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県産業定着集積促進支援補助金交付申請書	別記様式第6号	1	1 補助対象事業実績書 2 生産設備の概要を明らかにする書類（該当する場合に限る。） 3 国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に該当する取組であることを明らかにする書類（該当する場合に限る。） 4 特定重要物資等供給事業者であることを証する書類（該当する場合に限る。） 5 特定重要物資等支援事業者であることを証する書類（該当する場合に限る。） 6 建物の不動産取得税の領収証書の写し 7 償却資産課税台帳（明細書）の写し等生産設備の名称・数量・取得年月・課税標準額を確認できる書類及び生産設備に係るリース契約書の写し（該当する場合に限る。） 8 県税事務所長が発行する納税証明書 9 工場等の建築等に係	別記様式第2号	1	知事が別に定める日

			る工事請負契約書等の写し			
		10	工場等の建築等に係る領収証等の写し			
		11	建物の登記事項証明書			
		12	工場等の位置図、配置図、平面図及び立面図			
		13	法人等の事務所等設置届の写し（該当する場合に限る。）			
		14	工場等取得者及び操業者の商業登記事項証明書			
		15	工場等取得者の会社案内等事業内容を記載した書類及び決算書			
		16	栃木県内に所在する工場等の従業員名簿			
		17	知事が必要と認める書類			

2 「栃木県企業立地・集積促進補助金」の交付を受けようとする場合は、併せて申請を行うものとする。

3 申請者は、建物の不動産取得税を納付した日又は生産設備が償却資産課税台帳に登録された日のいずれか遅い日から1年以内に交付申請をしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
（補助金の交付決定）

第10条 知事は、「栃木県産業定着集積促進支援補助金交付申請書」（別記様式第5号）の提出があったときは、申請書類の審査及び現地調査を行い、規則第5条の規定により交付の決定をするものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 規則第18条の規定により申請者が提出する書類は、次の表に定

めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県産業 定着集積促進 支援補助金 交付請求書	別記様式 第7号	1	1 交付決定通知書の 写し 2 知事が必要と認める 書類		1	知事が別に定める 日

（補助金の支払方法）

第12条 この補助金の支払方法は、精算払いとする。ただし、予算を超える金額については、当該年度を含む5年以内の複数年において、分割して交付することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 規則第17条第1項に定めるもののほか、知事は、補助金の交付の決定を受けた者が第1号又は第2号に該当する場合はその決定の全部、第3号に該当する場合はその決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付後、法令を遵守していないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の日から5年以内に操業を休止し、若しくは廃止し、又は事業規模を縮小したとき。

2 前項第3号に該当し、補助金の交付の決定の取り消しをする場合の補助金の返還額は、補助金の交付の決定を受けた日から、操業を休止し、若しくは廃止し、又は事業規模を縮小した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付の決定をした額を5で除して得た金額に、操業期間が5年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じて得た金額とする。

（書類の提出等）

第14条 この要領により知事に提出する書類は、栃木県産業労働観光部産業政策課に提出するものとする。

（帳簿の備付）

第15条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付決定の日（分割して補助金の交付を受ける場合においては、全額を受領した日）の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（雑則）

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成20年4月1日から令和8年3月31日までに工事請負契約等により建築等に着手した場合に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、平成22年4月1日以降に工事請負契約等により建築に着手した場合に適用し、平成22年3月31日以前に、工場等の建築に着手した場合には、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、平成23年4月1日以降に工事請負契約等により建築に着手した場合に適用し、平成23年3月31日以前に、工場等の建築に着手した場合には、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月30日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金領第8条第3項後段の規定は、平成23年3月11日以降に工事請負契約等により建築に着手して操業を開始した場合に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月2日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、平成24年4月2日以降に補助金の交付の決定を受けた場合に適用し、平成24年4月1日以前に補助金の交付の決定を受けた場合には、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、平成25年4月1日以降に工事請負契約等により建築に着手した場合に適用し、

平成２５年３月３１日以前に、工場等の建築に着手した場合には、
なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成２８年４月１日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、平成２
８年４月１日以降に工事請負契約等により建築等に着手した場合に適用し、
平成２８年３月３１日以前に、工場等の建築に着手した場合には、
なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和２年４月２７日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、令和３
年４月１日以降に建築等に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に
適用し、令和３年３月３１日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場
等を承継取得した場合には、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、令和４
年４月１日以降に建築等に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に
適用し、令和４年３月３１日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場
等を承継取得した場合には、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和６年４月１日から実施する。
- 2 改正後の栃木県産業定着集積促進支援補助金交付要領の規定は、令和６
年４月１日以降に建築等に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に
適用し、令和６年３月３１日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場
等を承継取得した場合には、なお従前の例による。

別表第 1

「グリーン成長戦略 14 分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業」に該当する取組例

分 野		補助率上乘せ対象
① 洋上風力・太陽光・地熱産業	洋上風力	・風車本体・部品(発電機、増速機、ベアリング等)の製造、研究開発 等
	太陽光	・次世代インバーター(慣性力等の提供に関する技術)本体・部品の製造、研究開発 ・低コスト定置用蓄電池本体・部品の製造、研究開発 等
	地熱	・次世代地熱発電(超臨界地熱発電)本体・部品の製造、研究開発 等
② 水素燃料アンモニア産業	水素	・水素タービン、FC(燃料電池)トラック本体・部品の製造、研究開発 等
	燃料アンモニア	・発電用バーナー本体・部品の製造、研究開発 等
③ ル次ギ世代産業熱エネ		・合成メタン(再エネ由来等の水素とCO2から合成(メタネーション))製造設備本体・部品の製造、研究開発 等
④ 原子力産業		・高速炉、小型炉、高温ガス炉、核融合炉本体・部品の製造及び研究開発 等
⑤ 自動車産業・蓄電		・電動車(電気・燃料電池・ハイブリッド自動車等)本体の製造、研究開発 ・電動車に係る部品(蓄電池、燃料電池、モータ等)の製造、研究開発 等
⑥ 半導体・情報通信産業		・グリーンデータセンターの設置 ・半導体本体(メモリー、ダイオード、トランジスタ等)の製造、研究開発 ・半導体素材(シリコンウェーハ、半導体洗浄液等)の製造、研究開発 ・半導体製造装置(半導体設計用装置、検査用装置等)の製造、研究開発 等
⑦ 船舶産業		・水素・燃料アンモニア船舶の部品製造、研究開発 等

分 野		補助率上乘せ対象
土⑧ 木物 イン 業・フ ラ流 産・		・ F C (燃料電池) 鉄道車両本体・部品の製造、研究開発 ・ 電動空港車両本体・部品の製造、研究開発 ・ 電動、水素、バイオ等の建設機械本体・部品の製造、研究開発 等
⑨ 食料・ 産業 農林水		・ 電動食品業機械本体・部品の製造、研究開発 ・ 電動農林業機械本体・部品の製造、研究開発 ・ 電動漁船の部品製造、研究開発 等
⑩ 航空機 産業		・ 電動航空機(電気・ハイブリッド航空機等)本体・部品の製造、研究開発 等
⑪ カー ボン アリ サイ クル ・マ テリ	カーボンリ サイクル	・ 防錆性能付きCO2吸収型コンクリート(防錆性能を持つCO2排出量実質ゼロ以下のコンクリート)本体・部品の製造、研究開発 等
	マテリアル	・ 革新素材(超ハイテン)本体・部品の製造、研究開発 等
⑫ 住宅・ カマ ネジ メン ト産 業・ 次世 代電	住宅・建築 物	・ 次世代太陽電池(住宅・建築物の壁面や窓等にも設置可能な太陽電池)本体・部品の製造、研究開発 等
	次世代電力 マネジメン ト	・ 次世代スマートメーター本体・部品の製造、研究開発 等
⑬ 資源 産業 循環 関連		・ 高機能バイオマス素材の製造、研究開発 等
⑭ ルラ 関イ 連フ 産ス 業タ イ		・ 気候変動予測情報機器本体・部品の製造、研究開発 等

※「グリーン成長戦略14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業」に該当する取組は、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における「今後の取組」で示される取組に該当するものが対象となる。

別表第 2

	補助対象事業から除かれるもの
1	既に企業立地補助金等の交付を受けた者と資本等の関連が認められる者が、当該土地又は建物を取得して事業を開始した場合
2	既に企業立地補助金等の交付を受けた者が、承継取得者への所有権の移転後も引き続き当該土地及び建物において事業を継続していると認められる場合
3	企業立地補助金等の交付を受けた土地及び建物において事業を行う者が、所有権の移転後も引き続き当該土地及び建物において事業を継続していると認められる場合
4	その他知事が補助対象事業とすることが適当でないと認める場合